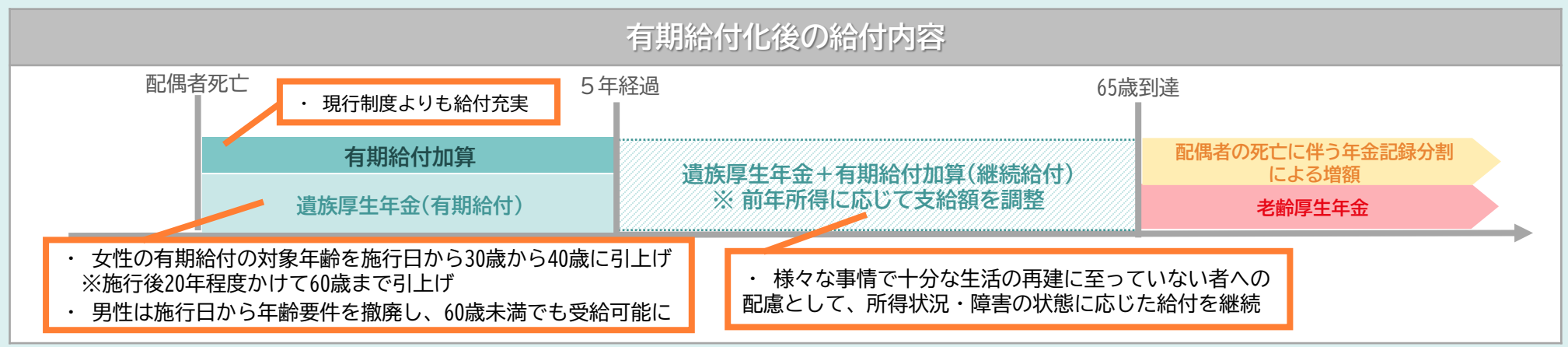


様々な事情によって十分な生活の再建に至っていない者等に対する継続給付について

- 継続給付とは、5年間の有期給付の支給終了後、様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者への配慮の観点から、5年間の有期給付終了後も、遺族厚生年金の支給を継続するものである。
- 具体的な要件や支給内容については下記のとおり。



継続給付の対象	① 障害年金受給権者であって障害の状態にある者	② 前年所得に基づく支給額調整
認定方法	・ 障害年金受給権者（5年間の有期給付の支給終了日前に受給権が発生しているものに限る。）で、現に障害の状態にある者。	・ 前年所得に基づいて、支給継続を判定。
支給期間	・ ②前年所得に基づき継続給付を一定の割合で支給停止とし、全額支給停止となったときから2年が経過したときに失権とする。 ・ ただし、①障害の状態に該当するときは全額支給。 ・ なお、継続給付は最長でも自らの老齢厚生年金の受給権が発生する65歳到達時点で失権とする。	
年金額の調整	・ 障害年金受給者に収入との調整がないこととの均衡を考慮し、収入による年金額の支給額調整は行わない（ただし、障害年金と遺族年金はどちらか一方を選択して受給することになる）。	・ 前年所得が、国民年金保険料の免除基準所得も勘案して設定する基準所得未満であれば全額支給。前年所得が、当該基準を超える場合は支給額を調整。
認定期間	・ 障害の状態の原因となる傷病の有期認定期間。なお、当該傷病が永久固定の場合は再認定不要。	・ 前年所得に基づき当年10月から翌年9月までの1年間。